

諮 問 第 2 号
令和7年 7月 3日

播磨町学校給食審議会 会長 様

播磨町教育委員会



学校給食の実施に関する重要な事項について（諮問）

播磨町学校給食審議会設置条例（令和3年条例第1号）第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- ・学校給食の実施に関する重要な事項について